

あぷろうち

～ approach ～



日本労働組合総連合会
群馬県連合会（連合群馬）

発行人 高草木 悟
編集人 磯田 孝友

〒379-2166
群馬県前橋市野中町361番地2
(群馬県勤労福祉センター2F)
TEL 027-263-0555
FAX 027-261-0549
Eメール info@gunma.jtuc-rengo.jp
URL http://www.rengo-gunma.gr.jp/

2018年3月号
No.263

職場で家庭で男女平等を考えよう!実現しよう!!

3.8国際女性デー
群馬県集会



言葉の表現から男女平等の意識を!

3月8日、連合群馬では「3.8国際女性デー」の趣旨に基づき、群馬県勤労福祉センターにおいて、群馬県集会を開催し、産別・地協から112名の参加がありました。

主催者を代表して、連合群馬女性委員会の菊池委員長から国際女性デーの趣旨と意義について触れ、「男女平等の考え方について、参加者一人ひとりの理解を深める取り組みとするために今回は講演会形式にしました。今ではSNSなどの普及により、個々人の繋がりや利便性が向上した分、変化に伴い私たちの言葉の表現方法や働き方を意識していかなければならない。講演内容は日常生活を送る上で役立てて欲しい」と挨拶がありました。続いて、山村副会長から男女平等参画推進計画など職場環境づくりに向けた挨拶をいただきました。

その後、FM GUNMAアナウンスセミナー 清水由美氏から「男女平等参画推進に向けた～コミュニケーションと言葉の表現～」と題した講演をいただきました。

男女を表す言葉の表現について具体例をあげ、「区別するために必要な表現であっても、場合によっては差別だと受け取られることもある」として、職場や家庭におけるコミュニケーションに最も大切な言葉の中にも、男女平等の意識が必要であることを考えて欲しいと話されました。

続いて、連合議員懇談会の小川あきら県議、加賀谷富士子県議から、政治の場や家庭での女性活躍についての思いが話され、最後に女性委員よりアピール(案)を読み上げ採択されました。



参加者にバラの花びら石鹸を配付

「3.8国際女性デー」は1857年3月8日、ニューヨークの被服工場等で働く女性たちが、低賃金・長時間労働に抗議を行ったことが起源と言われ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」をシンボルに世界で様々な行動が展開されています。

特集

労働者の団結と主張

群馬版

働くすべての仲間の祭典

もう一度
その歴史



“メーデー”から“ふれあいフェスティバル”へ

そもそも、メーデーって？

5/1

メーデーは英語で書くと“May Day”。始まりは1886年の5月1日、米国の労働者が8時間労働制を求めて立ち上がったことに由来します。当時米国の労働者は低賃金と長時間労働に苦しめられて、労働時間の短縮は切実な要求でした。

以降、労働者たちが集まり、権利を主張する日として、ヨーロッパをはじめ各地に広がったのがメーデーです。

今では5月1日を「労働者の祭典」として祝日とする国も多く、この日は世界中で労働者たちのイベントや、デモ行進などが行われています。

日本ではいつから始まった？



日本では1920年5月2日に第1回メーデーが東京・上野公園で開かれました。第二次世界大戦中は政府により開催が禁止されましたが、戦後、労働組合の活動再開とともに再び開かれるように。

毎年、全国の地方連合会や地域協議会により約400カ所の会場でメーデーが開催され、全国では合計64万もの人が集まります。

連合群馬はメーデーでなにをしてるの？



地域協議会が結成され、他団体が実施していた地区メーデーを引継ぎ、メーデー式典・祭典として実施。2000年のメーデー改革の論議を経て、翌年、県民参加型の第1回ふれあいフェスティバルを敷島公園で開催。2004年から5月第3日曜日を統一基準日として、地域会議室で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

現在では毎年、4万人余りの皆様に来場いただき、組合役員など多くの方に実行委員として、また、地域の団体や学校・幼稚園・保育園の方々に出展（店）・出演に協力いただいています。

楽しもう

参加しよう

2018年 連合群馬ふれあいフェスティバル

5/13日	高崎	10:00~14:00	もてなし広場
5/20日	前橋	10:00~14:00	前橋公園みどりの散策広場
	桐生	10:30~15:00	笠懸野文化ホール・バル
	太田	10:00~15:00	太田市新田陸上競技場
	館林	10:00~14:00	明和町ふるさとの広場
	西部	10:00~15:00	富岡小学校校庭・体育館
	北部	09:00~15:00	渋川スカイランドパーク
5/27日	伊勢崎	10:00~15:00	あずま総合運動公園 多目的広場

「労働組合の活動を地域社会へ」の巻

第70回地区メーデー

連合群馬のメーデーは労働時間短縮や年金制度確立など時節のテーマを集会やデモ行進で訴えていた。組合員が楽しめる歌謡ショーや模擬店をプラスしてイベントを開催していました。

「そうそう、私たちも組合の職員で参加したよな(笑)現在のふれあいフェスティバルは、メーデーとのような関係があるの？」

労働時間短縮!!

メーデーを改革しよう！ 2000年
労働組合の活動をもっと知ってもらおう
そして、県民とのふれあいの場を設けて、開かれた労働祭を実行する

自主的・自発的に参加促進を図りたい
5月1日の意義。継承する取組を検討！

連合の組織力を發揮して、労働組合を知ってもらいたい！という思いから県民参加型のフェスティバルを開催する事にしたよ！労働者の権利をアピールする取組はフェスティバルと切り離して検討しました。

「ここから県民参加型の労働祭としてフェスティバルが開催されたわけですね。」

雇用安定などを求める要請書

以降、メーデーの時期に、県や労働局に署名や要請をしてきました。今はメーデーにこだわらず、最適なタイミングで要請行動しているね。

なるほど、時代の流れとともに変化してるんだね。

第1回 ふれあいフェスティバル

「メーデー」と「ふれあいフェスティバル」の関係が理解できたわ。これからは少し見方を変えて参加しよう。ユニオンの活躍も期待しますよ!!

地域団体や学校の皆さんと労働組合で作り上げるフェスティバル。祭として定着してきましたがメーデーの意義や労働組合としてのアピールがまだまだ不足しています。皆さんから意見を聞いて、私、ユニオンと一緒に更に進化させたいわ!!



ご存知ですか？

有期労働契約に関する無期転換ルール



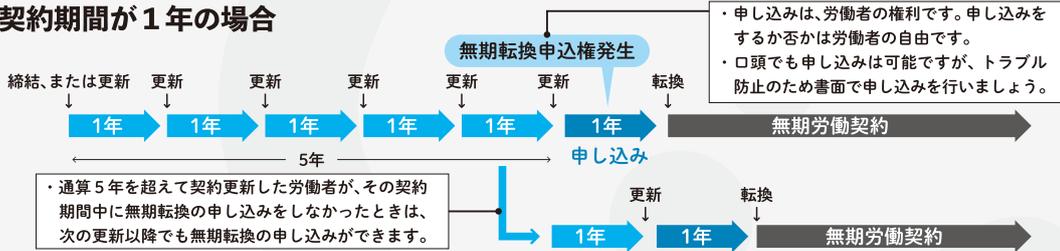
無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。使用者による有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。

労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。改正法の内容を踏まえた対応がされているか、チェックしましょう。

無期労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）が発生するポイントは、以下の3つです。

- 1 有期労働契約の通算期間が**5年**を超えている
※通算期間のカウントは、2013年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象
- 2 契約の更新回数が**1回**以上
- 3 現時点で**同一の使用者**との間で契約している

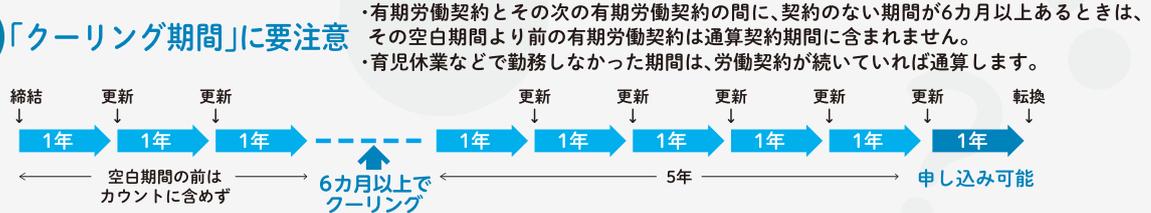
例1 契約期間が1年の場合



例2 契約期間が3年の場合



通算期間のカウントの注意



無期転換ルールは、労働者の申し込みにより権利を行使できます。

まずは、対象となる有期契約労働者や職場で法改正の内容や自社の制度を正しく理解してもらうための周知活動が重要です。

チェック内容	1 有期契約労働者の有無および雇用形態別の人数や契約年数、労働条件（賃金や福利厚生）などの実態を把握している。	
	2 無期転換ルールの対象となる有期契約労働者に対し、法改正の内容や自社のルールについて、周知を行っている。	
	3 無期転換後の労働条件について、引き上げをめざして継続的に労使協議を行っている。	
	4 有期契約を反復更新されている労働者が、一方的に雇止めされるような事態はない。	
	5 対象労働者の労働組合加入促進の取り組みを進めている。	

O or X でチェックしてみよう！

1つでも×がついた場合には、早期に取り組みを開始しましょう

愛のキャンパ

地域との絆・助成団体の募集

連合群馬では、愛のキャンパ助成団体の募集をしています。県内に活動拠点があり、地協活動への協力実績がある、または連合活動への理解・協力が得られるNPO・NGO・ボランティア団体が対象になります。

募集締め切り 2018年6月15日（金）

申し込み 所定の申請書に活動概要と決算書を添付

くわしくは、組合役員または連合群馬・各地協へお問い合わせください。

みなかみ町 議会議員選挙

4月17日告示 22日投票



連合群馬推薦候補

石坂 たけし

【推薦区分：支持】

2期目の挑戦をする石坂さんの当選に向け、皆様のご支援・ご協力をお願いします！



こんのみなみ
今野 未波さん

自治労群馬県本部 青年女性部 部長
(男女がともに担う自治労委員会 委員)
大泉町職員労働組合 特別執行委員

組合活動で得た人脈は私の宝

一日常のしごとの内容は？

突然ですが大泉町はどの辺りにあるかご存知ですか？群馬県の南東部、太田市の東隣に位置しています。地図で見ても県の端の方なので、なかなか馴染みが薄いかもかもしれませんね(笑)。私の仕事は、町議会事務局で定例会や臨時会の対応や会議で書記を務めています。その他は、議会に届く文書の管理や請求書の処理、議員報酬の支払い手続き、議会広報紙の補佐、さらには視察研修に同行することもあります。事務局は4名で、町議会議員との関わりが深く、連合群馬議員懇の都丸議員と佐藤議員にはとてもお世話になっています。

一青年女性部の部長になられるまでの経緯は？

以前、私の同期が自治労群馬県本部(以下、県本部)の青年女性部の執行委員として活動をしていて、他の市町村の人との交流が楽しそうだと思っていました。執行委員は、大泉町と邑楽町が持ち回りで担っていて、大泉町が担当する番になったときに「私、役員やりたいです！」とアピールしたのがきっかけです(笑)。執行委員を1年間務めた後、持ち回りは別枠で書記長の話をいただき、そして昨年9月から部長として活動しています。実は、前々部長が初代の女性部長で、私が2人目！話をいただいた時は、戸惑いもありましたが、折角いただいた機会なので、私なりにがんばってみようと思い引き受けました。ちなみに、青年女性部は24名中11名が女性で構成されています。

一青年女性部ではどのような活動をしていますか？

組合活動の入口として組合を知ってもらい、県内の単組の仲間と縦と横の繋がりを持ってもらうのがねらいです。主に、学習と交流の2本柱で活動を行っています。事業によっては、グループワークのメンバーを同じ職種ごとに分け、悩みや課題などを共有し、意見交換をすることもあります。参加者が「ためになった」「ここで得た

ものを単組で活かそう」と思ってもらえるよう、役員みんな考えてながら実施しています。役員になって得られたことは、他の単組や職場の状況を知ることができ、自分自身や職場を客観的に捉えることができることです。また、この活動で広がった人脈は、私の宝物です！

一県本部で男女平等に関わる委員会に参画していると聞きました

「男女がともに担う自治労委員会」の構成メンバーとして参画しています。組合活動における女性参画についても、まだ十分なものとはいえず、県本部では昨年10月から3力年の第3次行動計画を策定しました。計画を達成するために、具体的な目標を立てて取り組みを進めています。また、6月頃には男女平等をテーマにセミナーを計画しています。

いまは社会的に男女平等意識が高くなってきていると思いますが、なかなか目に見える前進は図られていないのが現状です。昨年11月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数について、日本は過去最低の順位を記録したという記事を見ました。日本は先進国であるはずなのに、なぜ男女平等が進まないのだろうと疑問に感じています。まだまだ勉強中ですが、男女には生物学的な違いがあるので、何事においても男女平等にするのではなく、性による条件が違ってその人の人生に支障をきたさない社会になったらいいなあ、と考える今日この頃です。

一これからの目標は？

昨年、連合群馬の青年委員会スポーツ交流に参加。11月には群馬労協協の環境保護ボランティアに参加して、石垣島で日本のマングローブ・ヤエヤマヒルギの苗木を植えてきました。少しずつ活動の場が広がってきて、正直「忙しい」、「気が付くと毎週、前橋に行ってる」と多忙を感じるがありますが(笑)、業種が違う方とコミュニケーションを取るなど、職場だけでは経験できないことをさせていただいています。「県本部は単組のためである」と思っていますので、単組のため、県本部の活動がより充実したものとなるよう、精一杯取り組みたいと思います！



崎枝南干潟で植林してきました



ワークライフバランス！
冬の休日はスノボを満喫

Listener 吉田香苗



〜安心して働きたい・暮らしたい国〜
【働き方改革を巡る国会論戦はじまる】

2018年1月22日、第196回通常国会が開幕し、安倍首相が施政方針演説で「働き方改革を断行する」と宣言し、「働き方」を巡る国会論戦がはじまりました。ポイントは大きく二つあります。

一つ目は「同一労働同一賃金」の実現。主に非正規労働者が、正社員と同じ仕事内容、責任を持たされ働いている場合でも、立場が違うだけで賃金の扱いも異なっている現状を是正するためのものです。このことについて首相は「雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、非正規という言葉をやめてこの国から一掃する。」とも発言しています。注目していきましょう。

二つ目は「長時間労働」の是正です。罰則付きの時間外労働の上限規制を織り込んだ労働基準法の改正案が通るかどうかが大きな力点となっています。法案は、36協定を結んでも許される上限時間を年720時間、月45時間超については6回までとし、2カ月または6カ月の平均残業時間を80時間以内としています。このほか、単月の上限を規制する特例もありますが、これら二つは、「働く人のための働き方改革」として、早期に実現させなければなりません。一方で、首相はこれに付随して「裁量労働制の拡大」や「高度プロフェッショナル制度」の導入も併せて盛り込もうとしています。

現時点では、政府は裁量労働制の拡大に関する法案を見送るとしましたが、連合は長時間労働を助長する「裁量労働制の拡大」と高度プロフェッショナル制度の創設は「いらない」と改めて強く主張していきます。一方、職場での「働き方改革」は、法改正を待たず今できることを職場の労使で取り組むことが大切です。みんなで「こんな風に働きたい」と考えて、職場から働き方改革の風を起していきたいと思います！

(栗原)